



熊本県公報

第13458号
令和7年(2025年)
8月12日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示
○道路の区域変更…………… (道路保全課) 1
公 告
○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 1

告 示

熊本県告示第601号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和7年(2025年)8月12日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)8月12日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	有明倉岳線	上天草市松島町大字教良木 字葛山 903番1地先から 同所 900番2地先まで	前	7.0 ～ 20.4	87.0	災害防 除
			後	8.6 ～ 21.6	87.0	

2 区域を変更する期日 令和7年(2025年)8月12日

公 告

熊本県公告第476号

球磨郡湯前町に事務所を置く幸野溝土地改良区理事長富田道孝から令和7年(2025年)7月23日付けで申請のあった定款の変更については、令和7年(2025年)8月1日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和7年(2025年)8月12日

熊本県知事 木 村 敬